

東大阪市人権尊重のまちづくり審議会議事要旨（令和8年3月27日開催分）

日 時

令和8年3月27日（金）午後3時30分から午後5時まで

場 所

東大阪市本庁舎18階会議室1・2

出席者

（東大阪市人権尊重のまちづくり審議会委員）

潮谷会長、茨木副会長、池畑委員、高橋委員、田中幸子委員、田中宏一委員、村岡委員、李委員

（事務局）

世古口人権文化部長、長谷人権文化部参事（人権室長事務取扱）

樋口人権室人権啓発課長、人権室人権啓発課：菜嶋、亀田、川見、濱本

（関係者）

神田長瀬人権文化センター館長、上村荒本人権文化センター館長、本田人権室人権同和調整課長

会議次第

1. 開会
2. 議事
3. その他
4. 閉会

会議の公開及び傍聴人の数

公開／0人

要旨

潮谷会長

議事の方に入っていきたいと思います。昨年9月9日に本審議会において、インターネット上の人権侵害に関する条例文案と、答申文案についてみなさまにご審議いただきました。

その後、皆さんの意見を踏まえて、答申の最終的な案について固め、12月に市に答申いたしました。委員のみなさまには、ご協力いただきまして本当にありがとうございました。本日の議事の流れとしましては、まず事務局からインターネット上の人権侵害に関する条例についての報告をしてもらいます。次にもう1つの諮問事項である人権施策の指針につい

て議論をしていきたいということでその内容について説明をしていただきます。そして最後に事務局の方から犯罪被害者等見舞金制度についても報告をしていただきます。以上のような流れで議事進行を図っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。特に流れについては問題ないですかね。およそ1時間半程度の審議時間を想定しておりますが、忌憚のないご意見をどんどん出していただけたらと思っております。それでは事務局から条例施行に向けての説明をお願いいたします。

事務局

それでは事務局より、東大阪市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例についての報告をさせていただきます。この度は本条例につきまして、1年という期間にわたり、3回の審議会、そして答申をいただきまして誠にありがとうございました。委員のみなさまにはそれぞれの立場から、多くの貴重なご意見をいただきながら、条例案の検討を進めて参りました。この場をお借りして、改めて事務局よりお礼申し上げます。直近では12月25日に答申を提出いただいております。また、11月4日から12月3日までの1ヶ月間、条例案の要旨をウェブサイトに掲載し、パブリックコメントを実施し市民のみなさまからご意見をいただきました。今回は60人から64件のご意見をいただきおまして、前回第2期審議会でのパブリックコメントでは1人から1件だったので、かなり注目度が高まっているのではないかと感じております。パブリックコメントについては市外の方からも多くご意見をいただきましたが、今回はインターネットに関する条例という特性をふまえ、市民に限定するのではなく、すべての意見を有効として取り扱いさせていただきました。寄せられた意見は類似するものもありましたので、事務局で整理し、テーマごとにまとめて回答を作成しております。回答案はすでに委員のみなさまに何度かメールでお送りし、ウェブサイト上でも現在公開しているものではございますが、簡単に報告させていただきます。

【パブリックコメントについての報告】

以上を踏まえ、第3回審議会以降、条例案の大きな変更点として、第2条の定義を各号列記としたこと、第7条3項の教育委員会の部分を削除、こちらも審議会でも多数ご意見いただいた部分ですが、最終的に主語としては、「市長と教育委員会は」という記載ではなく、「市は」という記載になっておまして、市の中に教育委員会が含まれているという解釈となります。第1条の市の部分から教育委員会が含まれているということで、教育委員会が大きく責任を負うということにもなるのではないかとご意見をいただいていたのですが、教育委員会と調整した結果、教育委員会からは、インターネット上の誹謗中傷等を防止するため、インターネットリテラシー向上の推進や、連携協力をしながら対応していくと回答いただいているところでございます。最後に見直し規定の追加が、第3回審議会以降の変更点となっております。見直しについては審議会では何度か、この条例を作って終わりではなく、今後も常に検討を重ねていきたいとお答えしていましたが、パブリックコメントにおいても多数のご意見があったことから、条例施行後の運用状況を踏まえ、条例附則で見直し規定を追加いたしました。実際には附則のところ、市長は条例の施行状況や施策の実施状況を勘

案し、必要があると認めるときには条例の規定について検討し、必要な措置を講ずるものとする、という記載になっております。実務的な部分では、施策の実施状況を審議会のみならず、今後継続的にご報告しながら進めてまいりたいと考えております。都度、国や府の状況、近隣市町村の状況を勘案しながら、必要に応じた見直しを行っていくことを想定しております。

他にも言い回しや単語が変わっている部分がございますが、こちらは法制上のルールにのっとって変更しているものでございます。

続きましてこの条例について令和8年第1回の定例会で、提案いたしました。議会でも注目をいただきまして、様々な会派の方から質疑がありましたので、それについて市がどのような答弁をしたか、簡単ですがご報告させていただきます。今定例会におきましてインターネット条例について、本会議の個人質問で4人の議員から、また総務委員会においても質疑がありました。主なやり取りを申し上げます。

(本議事録では、質疑内容を「Q」、答弁内容を「A」と表記する。)

Q:国や大阪府などの専門機関との連携により相談者を支えていくとのことだが、専門機関とは具体的に何を想定しているか。

A:まずは、大阪府が設置しているインターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」を想定しております。「ネットハーモニー」では、被害を受けた方が、プロバイダへ削除要請をする際のサポートや弁護士、臨床心理士、精神保健福祉士などの専門家の相談を利用することもできるなど、相談者の思いを伺い、専門機関との連携により、丁寧に相談対応を実施していると聞いております。

Q:条例第8条の相談支援の実施規定は、本市独自で相談解決まで対応するための相談窓口を設置するという事か。

A:相談窓口につきましては、これまで被害を受けながらも、相談してもよいことなのか、どこに相談すればよいのかなどと感じておられた市民の方々にとって、身近に相談窓口があることは、安心して相談していただくきっかけになるものと考えております。相談にあたっては、相談者の状況や相談内容を丁寧に伺いし、必要な情報提供を行うとともに、国や大阪府などの専門機関との連携により相談者を支えてまいります。また、今後の相談体制につきましては、相談支援を積み重ねていく中で、内容を分析、蓄積し、実態の把握に努めるとともに、東大阪市人権尊重のまちづくり審議会などのご意見なども伺いながら充実を図ってまいります。

Q:相談窓口、相談体制について今後の充実を図っていくには、専門人材の対応は欠かせないと考えるが、この点を念頭に、分析、検討をするのか。

A:ご指摘のとおり、相談内容によっては高度な専門性が求められるケースも想定されることから、専門人材の対応については重要な視点の一つであると考えております。一方で、現時点におきましては、まず相談窓口における運用を通じて、相談内容の傾向や専門性、件数等の実態を丁寧に把握・分析することが必要であると考えております。相談窓口、相談体制については、こうした実績や課題を踏まえながら、関係部署と協議を行い、適切に検討してまいります。

Q:審議会においても行為者への働きかけについて意見が出されていたと思うが、行為者

への働きかけはどのように考えているか。

A:被害を受けた方が「ネットハーモニー」のサポートを受け、プロバイダへ削除要請をしても削除されない場合は、大阪府が「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」第13条に基づき、説示または助言を行うものと認識しております。

Q:実効性のある条例にするために、罰則規定が必要ではないか。

A:インターネット上の表現に対する規制については、国においても様々な議論が行われているところであり、罰則規定の導入にあたっては、表現の自由など他の人権との関係、対象となる行為の可罰性の検討、行為者の特定の難しさ、条例を制定する趣旨との整合性など慎重かつ十分な検討が必要であると考えております。差別的言動の認定には専門的な知見が必要であり、判断基準の整理や、警察など他団体を含めた体制整備には相当の時間を要することから、運用面での課題も大きく、実効性の観点からも、インターネットリテラシーの向上や人権教育、人権啓発の充実を優先するべきであると考えております。また、重大な人権侵害に対しては、名誉棄損罪や侮辱罪などの既存の法制度による対応が可能な場合も多いと考えております。以上を踏まえ、まずは本条例に基づくインターネットリテラシーの向上や人権教育・啓発、相談支援の充実といった取組みを着実に進めることがより実効性のある対応であると考えております。

Q:差別的言動の認定には専門的知見や判断基準の整理が必要とのことだが、ならば、その判断・判定、対応を具現化するための「審査会」、「第三者機関」の設置が必要ではないか、また、検討の余地はあるか。

A:差別的言動に該当するか否かの判断につきましては、その内容や文脈、影響などを総合的に考慮する必要があり、非常に難しいものであると認識しております。また、個別具体の言動について行政が認定・審査を行うことは、表現の自由との関係も含め慎重であるべきであり、必ずしも行政の判断に馴染むものではなく、最終的な判断については司法の場において判断されるべき側面もあるものと考えております。これらを踏まえ、本市といたしましては、今後の社会状況の変化や他自治体の動向等を注視し、専門的な知見をお持ちの「東大阪市人権尊重のまちづくり審議会」のご意見もうかがいながら、必要な対応について、検討してまいりたいと考えております。

以上が今議会における主な審議状況でございます。

最後になりますが、今後の予定でございます。本条例は、議会で可決されましたので、4月1日の施行を予定しております。施行後につきましては、市政だより等による周知を行うとともに、市民のみなさまへの啓発を進めてまいりたいと考えております。また7月に実施予定の東大阪市人権尊重のまちづくり強化月間のつどいで、「インターネットと人権」をテーマとした講演会の実施を検討しております。今後も本条例の趣旨が市民のみなさまに広く浸透するように、引き続き周知啓発に取り組んで参ります。1年間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。条例に関する報告は以上でございます。

潮谷会長

条例についてのご報告をいただきました。主に3つあったかと思えます。1つはパブリッ

クコメントの内容とそれに対する回答、もう1つが9月9日以降の条例案から変更した点について、3つ目が議会の審議、その中で質疑に対する答弁内容について報告があったかと思えます。これらについて、委員のみなさまでご質問、ご意見等ありますでしょうか。パブリックコメントもたくさんいただいて、関心が高いなということも伺えますし、議会の中でも質疑が多かったということで、今後やはりこの内容ということについては、世の中の状況も含めてよく注視しておかないといけないというのは改めて感じた次第です。

李委員

ご報告ありがとうございました。パブリックコメントも、議会の先生方のご質問も、概ね肯定的といいますか、さらに充実したものにすべきだという、力強いご意見、ご質問がほとんどで、大変ありがたいと感じた次第です。行為者への働きかけの問題に関しては、審議会でもいろいろと議論がありますし、委員の先生方もいろいろとご意見をいただいたところで、その必要性については、否定するものではないけれども、現時点でそれをこの条例に含ませることについて、今年度中にまとめあげるとはかなり困難だろうと私も思います。とりわけ刑罰規定に関しては、確かに国際的にも差別的な言動に対しては一定の刑罰を科すものという方向性はあるのですが、すべての言動に対してそれを適用すべきと言っているわけではなくて、特に深刻なものにかなり限定して、そして刑罰規定の謙抑性といいますか、それが持っているかなり大きな権力的な作用がありますので、謙抑的であるべきだというのも他方で考慮しなければいけないという側面があると思います。その点では、この条例を実施する中で、どういった事案が東大阪市において発生をしているのか、それに対して既存の制度ではなかなか対応できない部分が生じた場合にどうするかという点については今後適切に検討していく必要があるのだろうと思います。その点では、附則の第2号で付けていただいている、運用状況見ながら、見直しを検討していくのだということにさせていただいたので、これは結構重要な規定だな、大変ありがたいなと思っている次第です。先ほど事務局もおっしゃったように、この条例に刑罰規定がないからといって、犯罪に類するようなインターネット上の言動がまったく刑事的に対応できないかというところではないので、例に挙げられました名誉毀損や、侮辱、場合によっては威力業務妨害だとかも、適用できる場面というのがある。だから特にひどいインターネット上での情報発信に関してそうした規定に基づく告発であるとか、告訴の支援であるとか、そういったことも、運用していく中で検討していただけたらと思います。1点質問ですが、議会の質問の中で、市単体の窓口を設置する趣旨であるかというご質問があったんですけども、既存の人権問題についての相談窓口で対応するという趣旨なんですか。

事務局

議員のご質問は、市の窓口で、最終的に解決まで持っていける窓口までを検討されてるかという趣旨でありまして、こちらとしてはワンストップで済むというようなイメージが最終的な理想形であるとは思いますが、まだそこまでのノウハウを蓄積していないというところで、今後、相談内容を分析・蓄積し、実態把握に努めるとともに、必要に応じてそういうところも検討していかないといけないと考えています。

李委員

この条例に関わる相談について、専門的な解決まで至るような窓口は現状では別個に設ける予定はないけれども、市民のみなさんや市内にお勤めのみなさんからのご相談を受けとめる市の窓口はあるということですよ。

事務局

はい。

李委員

窓口については、今後の周知でここに相談してくださいというのは明記されるということですね。

事務局

はい。

李委員

わかりました。先ほどお答えだと、実際にどこが相談を受け付けてくれる窓口なのかがよくわかりませんでした。ありがとうございます。では私からは以上です。

潮谷会長

今の話で言うと4月1日のウェブで公開されるときはその部分も含めて出ますかね。相談窓口として。

事務局

相談窓口について、すでに、市のウェブサイトにも人権相談窓口一覧というものがあります。例えば、女性に関する相談なら男女共同参画センター、ハンセン病回復者と家族のための相談は健康づくり課など、ネットハーモニーや法務局含め、それぞれの所管をまとめて掲出しているページがございます。今後、リンクを貼るなど、できるだけわかりやすいようにウェブ上にアップしていこうと思っておりますが、まずは4月1日に条例全文を掲載し、広報の細かいところ、より市民の方がアクセスしやすいような体裁にするには今後1年かけて検討を進めていきたいと思っております。

潮谷会長

はい、ありがとうございます。やはりわかりやすく、インターネット上の人権侵害についての窓口がここですよというのが大事かなと思いますし、あとは庁内体制で、人権相談の窓口ということになってくると思います。そのところで、いろんな相談を拾ってくる、ネット上の相談が増えてくることもあると思います。そこにまたつないでいくとか。もちろん、ネットハーモニーにつなげるというところもしっかり伝えていく、庁内体制としてもしっかり作っていく必要があるかと思いました。他いかがでしょうか。

村岡委員

いろいろご報告ありがとうございました。私も同じく、パブリックコメントの多さや議員の方の質問の多さを踏まえると、非常に関心が高くて、あと期待も大きいのかなと。ですので理念に加えて、実効性という点で、罰則の話などが出てくるのかなと思ったところでした。川崎市の先進的な条例というのがあるというので、私も見ていたんですけども、罰則をこのインターネットの表現に関する条例でつけ得るのかというのは本当に、今後検討課題だし重要なところだとは思いますが、パブコメの回答にもまさに書かれていた通り、川崎市の方でも、動画の掲載とか書き込みが川崎市域でやっていることの立証ができれば、対象とできるのかもしれないがその立証が困難であると。やはり地理的な空間を超えて行われる、インターネットの表現活動を自治体が制定する条例で規制することの難しさがあるというような話が出ているのを見て、確かに街頭で役所の目の前で、ヘイトスピーチをしていたらすぐ認定できるけれども、インターネットというところで難しさが格段に上がるのというところをまず1点、感じました。あと、どのような相談があるのかという事実の積み上げがない段階で審査会ができたとして、その審査会が「差別的表現に該当するのかどうか」という審査をするとなると、すごく難しくてなかなか混乱するところではないかなと思うのですね。ですので、今後の罰則の検討も含めた実効性の確保のためにも、その点はあまり拙速に判断するのではなく、調査とか検討、そういったことを積み上げていくのが重要なのかなと思いました。そういう意味で、先ほどご報告いただいた、専門人材についても、相談窓口の内容を分析するというステップを踏んでいくということをしちっとするというのが大切かなという印象を受けました。以上です。

潮谷会長

ありがとうございます。まずはやっぱり実際に相談というのが動き出して、その状況というのをしっかりと把握する必要があるかなと思いますね。また教育や啓発というところも今後していきますので、そういったところもこの条例によって変化した部分、向上した部分というところをとらえていく必要があると思っております。他いかがでしょうか。よろしいですか。また、今後の審議会の中においても、状況をご報告いただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは次の議題の方に行きたいと思っておりますが、今後の審議会の内容についてということになりますかね。よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、次回の審議会の審議内容についてご説明させていただきます。次回以降は、もう1つの諮問事項である人権施策の指針についてご審議いただく予定となっております。その前提としまして、本日は人権啓発課で実施しております、年間の啓発事業の概要をご説明いたします。令和7年度の人権啓発事業について、令和6年度の人権啓発事業についての資料をご覧ください。こちらは、年間を通じて実施しています啓発事業の目的や内容について記載したものとなっております。

【人権啓発課の年間事業について事務局説明】

次回の議論に向けて、事務局として課題と感じている点として、啓発事業を実施する上で様々な人権課題を幅広く取り上げているところですが、どのテーマを優先的に取り上げるべきか、また、集客につきましては事業によってばらつきがあるといったところが課題だと感じております。さらに、事業を進めていく上で現在の方向性や取り組み方法が適切であるかについても、改めてご意見をいただければと考えております。こうした点を含め、審議会でも幅広く委員のみなさまからご意見をいただければと思っております。また、次回の議論に当たりまして、本日お配りしております資料の他に追加で必要な資料や情報等ございましたら、4月末までに事務局にご連絡いただきたく存じます。事務局の説明は以上となります。

潮谷会長

ただいま事務局から人権施策における推進状況ということで、啓発事業についてのご説明がありました。個別の啓発事業の内容についてはまた、今後次の審議会の方で検討していくということになりますけど、そもそも進め方であるとか、人権施策と言ったときには、もちろん啓発事業以外にもありますので、そういった点を今後どうしていくのかということ、そのあたり、ご意見あれば言っていたらというふうに思っています。そもそも東大阪市人権尊重のまちづくり条例でも、人権施策を総合的かつ計画的に推進するというのが市の責務として書かれておりますので、そういったところに繋がるような体制づくりが今後必要かなと。こういったところの効果の分析であるとか、先ほどのネットリテラシーに関わる部分の実態であるとかですね、相談であるとか、そういったところを今後総合的にどう進めていくのかということ、今後のあり方について、ご意見あれば言っていたらなと思っております。本当に啓発事業としても、幅広くたくさんやっていたという印象ですね。ただ、人権施策ってなったとき、それぞれの関連性というか、どういう方針で東大阪市が人権政策を進めているのだろうというのが総合的に見えにくい状況はあるのかなと思いますね。ですので今後、検討していくというのは、例えば、推進計画の策定だとか基本方針の策定であるとか、対象とすべき範囲を明示するような内容というのが必要なのかなというふうに思いますね。いかがですか。

池畑委員

人権擁護委員の池畑です。常日頃私たち人権擁護員は、ネットにかかわらず、すべての人権の相談業務に関わらせていただいております。東大阪支局法務局、もちろん社協、角田老人センター、いろんな場所でさせていただいております。私たちも谷町の法務局本局も行って、いろんな人権相談させていただいてます。私たちが答えられないというときは専門のところつないでいくという役割もさせていただきます。人権啓発の事業についてですが、私たちは小学校とか中学校に、子どもたちの人権教室をさせていただいています。その中で今のネット、子どもも今携帯持っていますので、個人的に感じるのは、人権教室の中で、もっとSNSとかインターネットに関しての啓発スキルというものをもっと充実していきたいというのと同時に、市の方でも、啓発のポスターなりそういう内容の出前教室とかしていただければ、もっとリテラシーを学び合えるんじゃないかなというのを少し感じました。以上です。

潮谷会長

ありがとうございます。本当に子どもたちがネットの中でいじめられたりとか、傷ついたりというのが増えていて、大学生なってもあるので、小さいときからやっていくというのが、大事だなと思いますね。他いかがですか。

李委員

たいへん充実した人権啓発、人権教育のプログラムの実施をされているというふうに思います。また検討していただいたらという程度のことなのですが、私も大学で人権問題についての講義をしている中で、特定の不利益な状態に置かれている人たちの問題であるとか、或いは特定の状況で生じる人権問題みたいなものを語るときは割とテーマ設定しやすいのですが、自分でやっていて難しいなとかちょっと足りてないなと思ったり、また教育の場で語ることが難しいなと思っているのは、あなたにはこんな人権がありますよという話ってあんまりちゃんとされてないよなという気がします。例えば子どもであるとか部落問題であるとか、外国人の問題とか、そういった状況に置かれている人たちが悩んでいる問題、困っている問題というのは、いろんな形で語りやすいのですけれども。来ておられる方とか、大学、学校であれば、児童生徒、学生さん、あなたにはこんな権利がありますよというのがあまりできていないような気がして、そこが、人々の生活と人権との繋がりというのが途切れてしまっているような感じがしているのですね。それがなぜまずいなと思っているのかというと、自分自身はそういった差別問題の被害者側に立っていないと思っている人たちに差別問題について語ると、そういうしんどい人たちがいる、こういう厳しい状態であるのだということは理解されるわけですが、自分とのつながりというのが、途切れてしまっているように思うのですよね。そうだとすると、そういった問題について、学んでいただけ方にはそんなに問題ないということですが、他方で何でそういう人たちのことばかり取り扱うのだというような不満というのは、出てくるような気がします。私が思っているのはすべての人に人権がもちろんある。もちろんあなたたちにもある。この人たちにもある。ところが、この人たちはその人権を実現できていないから問題なのであって、あなたには実現できているものが、こういった人たちには実現できていないから差別問題ですよというメッセージが伝わりにくくなっているのではないかという懸念を持っています。なかなか難しい問題かとは思いますが、あなたにはこんな人権がありますよというような、人権啓発、一般市民の皆さんへの、そういった啓発なり教育も結構重要なのではないかという感じがしております。ひとつご検討いただいたら。以上です。

潮谷会長

ありがとうございます。なかなか大人になってからというので、自分自身の人権とか権利意識ということを考えるというのはなくて、そういったところを知る機会って本当に大事だなと思います。実は世の中で、知る権利であるとか、そういったところというのが少し薄らいでる面というのがありますので、本当にそういったところで問題意識を持つというのは大事だなと思います。また子どもにおいては虐待とかいじめについてのSOS教育とか、そういったところも今始まっていますけど、しっかりとしたものが位置付けられているかといったらまだまだな面もありますので、そういうところから作るということは大事だな

と思いますね。他、いかがでしょうか。

高橋委員

僕も地元の小学校や近隣も含めて小学校4年生5年生ぐらいに、職業のこととかについて、要するに、どんな職業であっても職業に貴賤なしだということを学ぶのですが、そんな中で、人権について子どもたちに話して、人間は誰もが幸せの追求を求める権利がある。それが人権、その人権はみんなが持っている、それを中心に最初お話をしています。だから、お父さんお母さんであっても君達をいじめることもできない。そういうことをお話ししていたらやっぱりみんな真剣に聞いてくれてますし、今回の条例のこともですけど、地域をさらす動画がなくなるどころか増える一方で、我々も見つけては、削除要請をしているのですけれども。そんな中で、子どもたちの人権の大切さとか、そういうことを学んでいけるように今お話をしている、子どもたちも積極的に質問してくれたりしてまして、そういうことももっと広がればいいなあと考えております。以上です。

潮谷会長

ありがとうございます。そういった様々な取り組みというのが総合的に見えるようになってくるといいのかなというふうに思いますね。施策推進に関しては、今後もあり方について議論していくということで、また、次回審議会では皆さんご意見を出していただけたらと思っております。では最後の議案になりますかね。お願いいたします。

事務局

それでは最後に、人権啓発課における令和8年4月からの新規事業といたしまして、犯罪被害者等見舞金制度について、ご報告申し上げます。犯罪被害者の人権につきましては、昨年令和7年度の7月12日土曜日の東大阪市人権尊重のまちづくり強化月間事業の中で、犯罪被害者のご遺族の方をお招きし、ご講演いただいたところでございます。本制度は、殺人、傷害、性犯罪などの重大な犯罪被害という人権侵害に対し、被害者の尊厳の回復を図るとともに、犯罪直後に直面する生活上の不安の早期軽減を目的として、見舞金を支給するものでございます。犯罪被害者を取り巻く状況につきましては、突然の被害により、被害者やご遺族が精神的な苦痛を受けるのみならず、収入の途絶や医療費の負担、さらには転居を余儀なくされるなど、生活に深刻な影響が生じるケースが少なくありません。大阪府内におきましても、令和3年12月に発生した、大阪、北新地のビル放火殺人事件以降、見舞金制度を創設する動きが広がっております。こうした状況を踏まえ、本市といたしましても、被害直後の切れ目のない支援の必要性を強く認識し、本制度を創設するに至ったものでございます。制度の内容といたしましては、一定の要件を満たす犯罪被害者等に対し、見舞金を支給するものであり、国の犯罪被害者等給付金制度を補完する役割を担うものでございます。なお、本制度は、令和8年4月1日からの開始を予定しております。見舞金の概要につきましては、資料の通りでございます。見舞金の種類といたしましては、犯罪行為により死亡した市民のご遺族に支給する「遺族見舞金」30万円、犯罪行為により重傷病を負った市民に支給する「重傷病見舞金」10万円、また、性犯罪被害、具体的には「不同意性交」の被害を受けた市民に支給する「性犯罪被害見舞金」10万円がでございます。支給要件といたしましては、

警察において被害届が受理されていることを基本とし、「重傷病見舞金」につきましては、これに加えて医師の診断書の提出を求めていることとしております。犯罪被害者等見舞金についての説明は以上です。

潮谷会長

見舞金の設定を令和8年4月以降行っていくとありますが、これについてご意見等ありますでしょうか。

村岡委員

ご説明ありがとうございました。2点ご質問なんですけど、そういった犯罪被害者給付制度を補完するような自治体の見舞金制度というのは、他の自治体でも先行の事案があるんでしょうか。また、広報、周知方法について、何か制度的に特別ないつもと違う周知方法を考えておられるのか、どういう形でこの制度を周知される予定なのかというところの意見をお伺いできればと思います。

事務局

1点目、大阪府下の制度の実施状況は、現在大阪府下23市町です。この制度を実施することにより、府下のどこに住んでいるかによって同じ犯罪被害を受けても見舞金が支給される、支給されないという状況、東大阪市民が見舞金を受け取れないという状況を解消することになると考えております。2点目の広報についてでございますが、市政日より、市のウェブサイト、周知をしっかりと図っていきたいと考えております。

潮谷会長

見舞金制度の要綱を作成しているということで、事務局でも変更というのは可能ということですね。対象のところには、ストーカー等の暴力も含まれますし、児童虐待や高齢者虐待、障害者虐待での被害というのも含む。ただ、被害届を警察が受理しているというのが対象の要件ですので、場合によっては福祉機関とかも知っていただく必要性あるというふうに思いますね。

李委員

1点質問で、対象になる犯罪類型というのが、殺人、傷害罪、不同意性交というふうにおっしゃったわけなのですが、それぞれの単純な罪に加えて、例えば不同意性交でも不同意性交致傷というのか、単純な傷害のみならず、いろんな犯罪行為が行われている中で傷害を受けるとか、死亡するというような場合もあったりするのですが、そういった場合も適用可能ということではよろしいですか。

事務局

いろんな場合が想定されるかとは思いますが、基本的には今おっしゃいました条件でも、当然被害届が出ているでしょうから、その要件を満たせば支給の対象となるものと考えております。あくまで重大犯罪の例として、殺人等をあげているというところです。

潮谷会長

他よろしいですか。見舞金の支給については、遺族等が死亡の場合は申請を行うということですね。遺族の範囲に、パートナーシップ制度のパートナーいうのも含むとされていますし、ファミリーシップ制度における方も入ってくると。ただ、知らないと申請に繋がらないというところがありますよね。

茨木副会長

高齢者なんかはよく振り込め詐欺の被害にあうこともあると思うのですが、これも対象ですか。

事務局

振り込め詐欺については金銭的な被害はあるかと思いますが、傷害とか死亡が対象となりますので、これについては対象外となります。

潮谷会長

こちらも施行していく中でいろんな問題が見つかってきたら変更しやすいということになっているわけですね。また、施行後の実態ということで教えていただけたら。よろしいですか。では本日の議題はすべて議論していただきましたけど、本日も意見言えなかった方、審議会に対しての意見であるとかですね、何でも感想でも結構ですので、言っていただいて最後終わりたいなと思っております。

田中宏一委員

相談窓口なんですけど、インターネットで相談を受け付けるんですか。インターネットとかLINEとか。電話で受け付けなんですか。

事務局

インターネット等の専門相談窓口ネットハーモニーは、LINE、電話対応しております。市の相談につきましては、来庁、電話、メールなど、様々な方法でご相談いただけると考えております。

田中宏一委員

先ほど何個か対応部署があると聞いたのですが、インターネットで被害に遭った方が電話を市役所にするときは、どこに相談して良いのか、藁をもすがる気持ちの方もいらっしゃると思うのです。「ネットハーモニーへ連絡してください。」など取り次ぐだけでは、「たらい回しにされた」という印象も受けかねない。そうなると、相談者も相談する気が失せて、ドンドン社会と分断されていってしまう可能性もあります。そうならないように、しっかりと受けとめてあげる体制を作ってもらいたいです。また、インターネット上の被害などは、言葉で説明するより、スクショを取ったりして状況を確認したほうがわかりやすいので、市の方でも電話相談窓口だけでなく、ネットでやり取りできる相談体制もしっかり作っていきたいところです。

研修については、僕は教育委員をやらせてもらっているからか、愛ガードの運動員の方々をよく観察する機会があって、そこで思うことがあります。様子をみていると、子どもが「愛ガードのおっちゃんや」と言って駆け寄って、学校の相談とか話をしているのをみて、非常に微笑ましく感じるとともに、愛ガードの重要性をひしひしと感じています。身近な存在からの声かけは届きやすいと思いますので、愛ガードに携わっている方々にも研修を受けてもらって、子供たちに語りかけてもらいたいなと思いました。

あと、通常の研修では、ある程度、白黒はつきりわかるような事例を挙げてディベートをしようと思うのですが、差別って白黒つくものってなかなかなくて、灰色というか、いやみというか、受け手がそう感じた。というケースも多いかと思います。こういう場合、僕らも含めて、行政や警察などは、なかなか断定できない状況になってしまう。すべての方にとって非常に難しい問題があります。

日頃の文化が大切で、もともと白とも黒ともわからないような事例を出して、研修に参加した方々に、これは黒と思いますかとか、白と思いますかとか、グレーだと思いますかとか、自由なディベートを繰り返すことで、自分はこう思うけど、みんなはこう思うのだ。と違いを認識する訓練も良いかと思っています。

あと最後に、人権の研修では、真面目に真顔で聞かないといけない。という印象を受けます。実際、いままでの啓発事業の活動をみていたら、タイトルからして、全て真面目に聞かないといけないような雰囲気を感じます。禁止事項を学ぶことももちろん大切ですが、こういう社会になれば過ごしやすいよね！と想像できるような、そして、もっと楽しく学ぶ。という要素が入ったものを1つぐらいはあっても良いのではと思いました。

そう思っているのが、フランスに行った時の経験などからです。

フランスで、ふと電車に乗ったら、白人、黒人やアジア人などいろんな人種の方々を見かけます。もともとごくごく自然に多文化共生など他者を受け入れるという土台があります。また、池畑委員から紹介を受けたオーストラリアに住んでいた人の話を聞くと、障害に対する受け入れ方も違うと聞きます。例えば、日本だったら「危ないからやめておこう」などと日本人特有の優しさがかえって、その人の可能性を消してしまっている。オーストラリアでは、どんなに時間がかかっても、障害を持った方が出来るまで、みんなで待つなどの文化がある。とのこと。そして大切なのが、楽しくみんなで盛り上げながらやっているそうです。そういう話を聞いていると、人権についての研修は、明るく未来をイメージしながら取り組むことが大切なのかなと思っています。

以上です。

村岡委員

大変勉強させていただいてありがとうございました。今日、個人的に印象的だったのは、議員さんから、ワンストップ解決ができればというご質問やそういうお話もあったというふうにお聞きをした点です。私は事務局ではないので一委員として言わせていただくと、それができればいいが、どれだけ難しいか。例えばXの誹謗中傷について、ニュースになっていましたけれども、利用者情報の保存が1ヶ月程度。総務省が長く保管しておいてくれないと誹謗中傷の救済ができないと要請しても、コストが高いから無理という。ひとつ誹謗中傷対応をしようとしても、弁護士が全力で対応して、やっと特定できたけどそのあとスムー

ズに進むとは限らない。現実には、インターネットの誹謗中傷をワンストップで解決するというのは、すごくハードルの高いことだと思うのですよね。ですので、私は今回の条例は理念の面が強いとしても、理念条例ができたこと自体も素晴らしいと思っていますし、自治体は何をするべきなのかというところも重要だと思います。何でもかんでも自治体が担うのではなく、「ここ」というのを絞っていくというのもすごく大切ではないかなと思っています。以上です。

潮谷会長

本当に、市の実態というところを見ながら、条例を作っていくことは大事だなと思います。

田中幸子委員

相談者が苦しい中で、電話をかけたりして相談先を決めていると思うのですが、たらいまわしにすることなく、安心して相談を受けられるというのを、私は強く望んでおります。それと差別の問題とかいろいろあります。今、私も中学校現場で、差別的な発言が多発しております。今も村岡さんがおっしゃったように1回ですっきり解決するというのはとんでもない話だと思います。学校現場で教育者とお話をしているのですが、子どもたちの聞き取りも踏まえて、一緒にやっても、動画サイトとか、マンガから、差別的なものを取り入れて、それはいいことだというふうに子どもたちの中に入れてしまって、それを友達同士で言う。そこで聞いていた第三者は、あかんのちゃうかと言っても、マンガや動画サイトでもいいことのように流れているので、何で悪い、なんで言うたらあかんの、と言ったりとか、各学年で問題が発生している。聞き取りもしてもらっているけどなぜそんな発言に繋がるか。マンガや動画サイトから見たものをいいことのように感じてそれを発言して、注意されても何で悪いんやって言い返す。1回で解決できたら差別なんて起こらないですよ。発言もいじめもいろんな人を傷つけること、ネットの誹謗中傷で命をなくしても、行為者は何も感じていない。ああ死んだというような感じでしか受け取れない。こういうのはやっぱり引き続きずっとつなげてね。発言した方も中学3年生だったので高校へ行ってしまうのです。先生方も、引き続きずっと、話し込んで指導していこうと思っても、やっぱり学校から巣立ってしまうという現状に最近ぶち当たりました。だから今後も引き続き学校の現場と、いろんな聞き取りしながらご指導していただこうと感じております。以上です。

潮谷会長

ありがとうございます。本当に誤った価値や情報というのが、刷り込みのように何度も何度も入ってくるというのが、この情報社会の怖さだなと思います。調べていったら、その情報ばかり出てくるようになっていくので誤った情報が入りやすい。やっぱり教育や啓発というのが本当大事だなと思います。1年間通して、インターネット等に関する条例もそうですし、このまちづくり条例についてのご議論を積極的にしていただきまして、ありがとうございました。また4月以降も引き続き、ご協力いただけたらと思います。本当にありがとうございました。

以上